

文部科学省 ガイドライン 大項目	不正発生要因	R03年度計画	計画実施 責任主体	具体的な取り組み(案)	優先度 甲:本年度内実 施必須 乙:次年度以降 実施必須 丙:計画とせず
<p>1. 機関内における責任体系の明確化</p> <p>本学では、適正に公的研究費の運営・管理を行うために、責任者が不正防止対策に責任を持ち、積極的に推進していくと共に、役割、責任の所在、責任および権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表する。</p>	<p>①本学の不正防止対策の基本方針である「立正大学公的研究費の運営・管理ガイドライン」がH27年度から更新されておらず、文部科学省が制定しているガイドラインを網羅していない。</p> <p>②コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督する部局に対して不正防止対策やコンプライアンス教育の実施など積極的に関与し、その実施状況を統括管理責任者へ報告せねばならないがなされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 公的研究費を実質的に管理・運営している研究推進・地域連携センターの長がコンプライアンス推進責任者になっていない。 - 公的研究費で購入した備品、図書を管理している部局(管財部、図書館)の長がコンプライアンス推進責任者になっていない。 - 学部事務室では、研究者からの要請を受けて、無意識に公的研究費の執行に関わる可能性もある。 	<p>①最高責任管理者は、公的研究費の運営・管理の最終責任を負うものとし、不正防止対策の基本方針を定期的に見直すとともに、それらを実施するために積極的に関与する。</p> <p>②統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理が行えるよう学内体制を強化し、責任を明確化する。</p>	<p>最高管理責任者</p>	<p>・新たに作成した「立正大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針」を策定する。</p> <p>・「立正大学における公的研究費の不正使用の防止および対応に関する規程」を改訂し、コンプライアンス推進責任者として、研究推進・地域連携センター長、同副センター長を加え、研究実施主体である学部、研究科レベルのコンプライアンス推進体制を強化する。</p>	<p>甲</p>
<p>2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>不正に対して十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、十分な抑止機能を備えた環境・体制を構築し、不正を誘発する要因を除去する。</p>	<p>①説明会に参加できない教員に対して、説明会資料を配布するにとどまっている。</p> <p>②文科省補助事業に携わる者など一部誓約書を徴していない事例が見られる</p> <p>③通報者保護の観点から、通報窓口を第三者機関に設置することが望ましいとされているが、第三者機関に設置されていない。</p>	<p>①コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画に基づき、自己の管理監督する部局全体の研究活動を把握し、公的研究費の不正使用の防止に努める。</p> <p>①学内での不正防止を図るため、コンプライアンス研修の実施と受講状況を管理、監督する。</p> <p>①公的研究費に関する説明会を定期的に開催するとともに、欠席者へのフォローを強化し、コンプライアンス意識を向上させる。</p>	<p>研究推進・地域連携課 コンプライアンス推進責任者</p>	<p>・コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督する部局において不正発生要因を分析したうえで、その対策を実施する。</p> <p>・コンプライアンス推進責任者はコンプライアンス研修の受講を指示し、その受講状況を定期的に集計するとともに、未受講者に対して受講を促す。</p> <p>・年度末までに当該年度の受講状況を統括管理責任者に報告する。</p> <p>・公的研究費に関する説明会を定期的に開催するとともに、欠席者には個別の説明を行い、説明を聞いた対象者数をチェックする。</p> <p>・説明会開催の告知が学内ポータルサイト等で良いか検討し、新たな告知方法も含めて周知を図る。</p> <p>・これまで代表者、分担者問わず専任教員全員に出席を促していたが、今後は公的研究費に関わる者へピンポイントで連絡し参加を徹底させ、欠席者へは別途個別に説明を行う。</p> <p>・説明会出席者、個別説明出席者をリスト化し、出席者数を把握するとともに、アンケート等で理解度を図り、説明の不備を明らかにする。</p>	<p>甲</p>

令和3年度不正防止計画

令和3年12月9日
立正大学不正防止推進委員会

文部科学省 ガイドライン 大項目	不正発生要因	R03年度計画	計画実施 責任主体	具体的な取り組み(案)	優先度 甲:本年度内実 施必須 乙:次年度以降 実施必須 丙:計画とせず
<p>2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>公的研究費のルール解釈の相違を防ぎ、適切な運営・管理を行うため、ルールの浸透を図り、コンプライアンス意識を向上させる。また、不正使用に対しては、公正かつ厳正な処分等を行う。</p>	<p>④公的研究費に関わる教職員に求めるコンプライアンス教育受講の頻度が明確に定められていない</p> <p>⑥公的研究費に関わる教職員に求める誓約書の提出頻度が明確に定められていない</p>	<p>②公的研究費に関わる全ての教職員へ誓約書の提出を徹底させ、コンプライアンス意識を向上させる。</p>	<p>研究推進・地域連携課</p>	<p>・誓約書の提出が必要な教職員一覧を作成する。 ・提出を義務とし、未提出者にはメールや面談を行い、強く提出を催促する。</p>	<p>甲</p>
	<p>⑦学振等が定める公的研究費の使用ルールと本学の学内ルールが違う場合がある。</p>	<p>③通報窓口を第三者機関に設置することについての検討を行う。</p>	<p>不正防止推進委員会</p>	<p>・不正防止推進委員会で通報窓口を第三者機関に設置することについての検討を行う。</p>	<p>丙</p>
		<p>④、⑥、⑦規程等で明確になっていないルールを洗い出し、公的研究費取扱規程や公的研究費取扱要領へ反映させる。</p>	<p>研究推進・地域連携課</p>	<p>研究推進・地域連携課では公的研究費の支出等の際に課員独自で判断できない場合や学振等が定めるルールと本学のルールに違いがあった場合の対応を「イレギュラー案件」としてまとめているため、同資料をもとにルールの明確化を図る。</p>	<p>甲</p>
<p>3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止する。不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。</p>		<p>業務の実態に即した不正発生要因の把握に努める。</p>		<p>引き続き「イレギュラー案件一覧」を作成し、不正発生要因の把握に努める。</p>	<p>甲</p>
<p>4. 研究費の適切な運営・管理</p>	<p>①原則メールでの執行催促、ヒアリングに留まっており、指導の域にまで達していないと思われ、年度末に研究に必ずしも必要とは思われない物品の購入などに繋がる懸念がある。</p> <p>②取引業者に誓約書を提出させていないケースがある。</p>	<p>①定期的に予算執行状況を確認し、遅滞が認められた場合は改善を求めるなど、適切な予算執行の維持に努める。また、必要に応じて繰越制度の活用、返還等の指導を行う。</p>	<p>研究推進・地域連携課</p>	<p>・研究推進・地域連携課においては従来通りの方法で充分であったかを検証し、執行催促のルール化、面談方法を模索する。 ・研究推進・地域連携課のみの確認で充分であるかを検証し、適切な予算執行管理の方法を模索する。</p>	<p>甲</p>

文部科学省 ガイドライン 大項目	不正発生要因	R03年度計画	計画実施 責任主体	具体的な取り組み(案)	優先度 甲:本年度内実 施必須 乙:次年度以降 実施必須 丙:計画とせず
<p>4. 研究費の適切な 運営・管理</p> <p>不正防止計画を踏まえ、予算を適正に執行する。取引業者と教職員との癒着を防止するとともに、公的研究費を使用して行われる雇用や旅費等についても不正につながりうる問題を捉え、チェック体制を整備する。</p>	<p>③特殊な役務に対する検収方法について、現行規程では「経理部長が取引内容に鑑み必要性があると認めるときは～」となっているが、これまでチェックされたことが無く、特殊な役務の検収方法が守られていなかった。</p>	<p>②取引業者へ公的研究費に関する誓約書の提出を徹底させる。必要に応じて債務内容の確認を行うなど、取引業者へのモニタリング体制を構築し不正な取引や癒着を防止する。</p>	<p>経理課</p>	<p>・誓約書提出業者一覧を作成する。誓約書提出の依頼状況を不正防止推進委員会にて報告する。</p>	<p>甲</p>
	<p>④出張の事実確認のために関係者・用務先・旅行代理店等への問い合わせなどによる事実確認は行われておらず、重複受給やカラ出張等の対策が万全では無い。</p> <p>⑤公的研究費による雇用関係の把握のために、アルバイトへの不定期な調査が行われた実績が無く、実態の伴わないアルバイト費の請求等への対策が万全では無い。</p>	<p>⑥研究者による発注を行う場合のルールを明確化し、適切な予算執行が行われるよう管理する。</p> <p>⑥検収作業は単一の部署に偏らせず、双方向からのモニタリングを行える体制を整備する。</p>	<p>研究推進・地域連携課 経理課</p>	<p>⑥出張先での物品、資料等の購入は可とする。10万円以下でなく、5万円以下など明確なルールを定める必要がある。検収を行う部署が研究推進・地域連携課に偏っているため、経理課が検収を行うケースが発生するよう体制を作る。</p>	<p>甲</p>
	<p>⑥原則事務発注とされていたが、実態として研究者による発注が行われており、事務発注の割合が低い可能性がある。</p>	<p>③データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成・機器保守・点検などの特殊な役務契約に対する検収条件・方法を明確化する。</p>	<p>研究推進・地域連携課 経理課</p>	<p>「立正大学公的研究費等納品検収に関する申し合わせ」第3条の特殊な役務の検収について「経理部長が～認めるとき」の基準を明確に定める。</p>	<p>甲</p>
		<p>④実態のない出張や水増し請求を防止するため、必要に応じて関係者、用務先への問い合わせを行うなどの事実確認を行う。</p>	<p>研究推進・地域連携課 経理課</p>	<p>出張の際に、出張関係者・用務先への問い合わせなどによる事実確認を行えるよう、出張先の連絡先を記入させるなどの対応を行う。</p>	<p>甲</p>
		<p>⑤公的研究費による雇用状況を把握できる環境を整備し、不定期の調査等を行うことで適正な雇用関係が築かれるよう管理する体制を作る。</p>	<p>研究推進・地域連携課 人事課</p>	<p>「アルバイト雇用契約書」に記載されている勤務予定の曜日や時間と「出勤簿」を付けあわせ、不定期の調査等を行うなど、雇用状況実態の把握に努め管理体制を整える。</p>	<p>甲</p>

令和3年度不正防止計画

令和3年12月9日
立正大学不正防止推進委員会

文部科学省 ガイドライン 大項目	不正発生要因	R03年度計画	計画実施 責任主体	具体的な取り組み(案)	優先度 甲:本年度内実 施必須 乙:次年度以降 実施必須 丙:計画とせず
<p>5. 情報発信・共有化の推進</p> <p>公的研究費の不正への取組に関する本学の方針等を外部に公表する。また、公的研究費の使用に関するルール等について機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。</p>		<p>引き続き情報発信を推進していく。</p>	<p>研究推進・地域連携課</p>	<p>啓発活動計画を策定し、構成員に対する啓発活動を強化する。</p>	<p>甲</p>
<p>6. モニタリングの在り方</p> <p>不正発生の可能性を最小にすることを旨とし、全学的な視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図るため、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施する。</p>	<p>①日常的な業務の一環で研究者に対するヒアリングを実施しているものの、意見交換を行う場や方法があるとは言えず不正発生要因を掌握しているとは言えない。</p>	<p>①関係する教職員に対しヒアリング・意見交換等を行い、本学の実態に即した不正発生要因を把握し、リスクに対する実効性と予算執行にかかる手続きの効率性の観点から適宜、使用ルールを見直す体制を作る。</p>	<p>研究推進・地域連携課 監査室</p>	<p>①研究者が研究推進・地域連携課を訪れた際に、計画調書を研究者と課員で確認を行う。 ・年度終わりに報告書等の提出を求めるとともに、研究推進・地域連携課独自のアンケートの回答を求める。</p>	<p>甲</p>